

# 桜川市部活動の方針

令和元年9月2日  
桜川市教育委員会

## 1 学校教育活動の一環としての部活動の適切な運営

中学校の部活動は、そのスポーツや音楽・美術等の活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育活動の一環として行われる。そのため、部活動は、部活動顧問が独断で活動したり勝利至上主義になったりすることなく、運動によって資質・能力・体力の向上や健康の増進を図り、音楽・美術等によって豊かな感性や心情を養うものでなければならない。そして、3年間の活動を通して、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組みながら豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な生徒の育成を図るための活動でなければならない。

桜川市では、中学校の部活動について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」及び、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」、「茨城県 部活動の運営方針（R1.7 茨城県教育委員会）」（以下、「県運営方針」）に則り、部活動が生徒の健全育成のために適切に運営されるよう、「桜川市部活動の方針」（以下、「市部活動の方針」）を以下に定める。

## 2 適切な部活動の運営のための体制整備

- 校長は、「県運営方針」並びに「市部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校活動方針」）を毎年度策定する。
- 校長は、全部活動の「活動計画（年間・毎月）」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
- 部活動顧問は、「年間の活動計画（予定）」（活動日、休養日、参加予定大会等）を4月20日までに、「毎月の活動計画」を前月の20日までに作成し、校長に提出し許可を得る。また、「毎月の活動実績」を翌月の10日までに作成し、校長に提出する。
- 校長は、定期的な「部活動顧問会議」等を開催し、自校の部活動が「県運営方針」「市部活動の方針」「学校活動方針」に則り、適切に行われているかを点検し、常に改善を図る。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度な練習は外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないことを正しく理解する。
- 部活動顧問は、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を確実に実行し、よ

り最適な運営を目指した工夫・改善に努める。

- 部活動顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。また、部活動顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、できるだけ短時間の指示で、安全に徹した指導を行う。
- 校長及び部活動顧問は、熱中症事故の防止を徹底するために、気象庁の高温注意報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に留意し活動する。特に、暑さ指数が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則行わない。

#### 4 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）はいずれか1日以上を休養日とする。
- 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度（半日以内）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 週末に大会等に参加した場合には、休養日を平日に振り替える。
- 原則として朝の活動は行わない。
- 校長は、「市部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
- 校長は、定期試験実施前の一定期間（3日間）を、学校全体の休養日として設定する。
- 長期休業中等に桜川市として共通した休養日を設ける。
  - ・ 8月13日～16日（4日間）
  - ・ 11月13日（1日）
  - ・ 12月27日～1月3日（8日間）
  - ・ 年度末・年度始の平日（2日間）
- 部活動終了後の完全下校時刻（生徒が学校を出る時刻）を、市として統一する。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県中学校体育連盟及び市教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安を踏まえ、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないよう考慮し、参加する大会等を精査する。
- 各部活動が参加する大会の上限の目安は、茨城県総合体育大会及び茨城県新人体育大会を含め一か月当たり1大会程度とする。
- 部活動顧問は、年間活動計画等に則り、校長の許可を得て大会に参加する。

#### 6 その他

- 部活動の運営上必要な事項は、市内中学校・義務教育学校が定める「学校部活動方針」に記載する。休養日・活動時間等の扱いについては、市内で統一する。
  
- 「市部活動の方針」は令和元年9月20日に各校に通知する。校長は、本方針を基に、各校の「学校部活動方針」を策定する。「学校部活動方針」は、保護者及び生徒への周知を経て、令和元年11月1日より運用する。